

(2) 指定の基準

都道府県知事は、申請者がイからハまでのいずれにも該当する場合に指定を行うことができるものであること。

イ 民法第34条の規定に基づき設立された法人であること。

ロ 職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者（以下「支援対象障害者」という。）の職業の安定を図ることを目的とする法人であること。

なお、支援対象障害者とは、具体的な障害等級や障害種別によって対象範囲が画されるものではないが、重度身体障害者（重度視覚障害者、重度聴覚障害者、脳性マヒ者等）、精神薄弱者、精神障害回復者等が主な対象となるものであること。

ハ 次の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人であること。

（イ）支援対象障害者に対して、その障害の種類及び程度に応じ、必要な職業準備訓練を行うこと。

（ロ）（イ）の職業準備訓練を受けた後職業に就いた支援対象障害者に対して、必要な助言その他の援助を行うこと。

（ハ）（イ）の職業準備訓練を受けた支援対象障害者を雇用し、又は雇用しようとする事業主に対して、当該支援対象障害者の雇用に必要な障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。

（ニ）支援対象障害者の通勤への同行その他の支援対象障害者が職業に就くことに伴い必要となる介助等の支援を行う者（以下「障害者雇用支援者」という。）に関する情報を収集し、及び整理すること。

（ホ）（ロ）及び（ハ）に掲げるもののほか、事業主、支援対象障害者その他の関係者に対して、（ニ）の規定により収集整理した障害者雇用支援者に関する情報を提供するとともに職業リハビリテーションに係る情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

（ヘ）障害者雇用支援者に対して、（ニ）の支援を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うこと。

（ト）（イ）から（ヘ）に掲げるもののほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

ニ ハについては、次の基準に従って判断すること。

（イ）職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

（ロ）その他業務の運営が適正かつ確実に行われ、障害者の職業の安定に資すると認められること。

ホ ニの判断を行うに当たっては、（1）のロの添付書類のほか、収支予算書、収支決算書、貸借対照表、事業報告書等を提出させ、これにより判断すること。